様式第十を次のように改める。

様式第10（第14条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

収入印紙

経済産業大臣殿

申請者　住所
氏名（名称及び代表者の氏名）　署名又は印

計量法第　条第　項の規定による申請（又は届出）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

1　電磁的記録媒体に記録された事項
2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　法令の条項については、当該申請（又は届出）の適用条文名を記載すること。
3　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
4　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請（又は届出）の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
5　「収入印紙」の欄には、収入印紙をはることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、収入印紙をはり付けること。
6　「署名又は印」の欄には、署名又は押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、署名又は押印すること。
7　電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。
一　提出者の氏名又は名称
二　提出年月日
8　該当事項がない欄は、省略すること。

様式第十一から様式第十四までを削る。

○国土交通省令第五十四号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項、第十一条、第十二条及び第十九条第二項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　各則 第一節　釧路港（第二十一条の二・第二十一条の三） 第一節の二～第十三節　（略） 附則 （適用除外） **第二十一条**　（略） ２　あらかじめ港長の許可を受けた場合については、第九条第一項、第二十一条の三、第二十七条、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第二項及び第三項、第三十条、第三十一条、第三十四条、第三十七条並びに第四十七条の規定は、適用しない。	目次 第一章　（略） 第二章　各則 第一節　釧路港（第二十一条の二） 第一節の二～第十三節　（略） 附則 （適用除外） **第二十一条**　（略） ２　あらかじめ港長の許可を受けた場合については、第九条第一項、第二十一条の二、第二十七条、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第二項及び第三項、第三十条、第三十一条、第三十四条、第三十七条並びに第四十七条の規定は、適用しない。